

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月11日

【四半期会計期間】 第39期第1四半期(自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)

【会社名】 株式会社グローバルダイニング

【英訳名】 GLOBAL-DINING, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長谷川 耕造

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3223

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者兼経営管理本部長 添田 裕一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山七丁目1番5号

【電話番号】 (03)5469-3223

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者兼経営管理本部長 添田 裕一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第38期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第39期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第38期
会計期間	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年12月31日
売上高 (千円)	3,388,360	2,622,615	13,746,563
経常損失 (千円)	120,115	289,500	125,652
四半期(当期)純損失 (千円)	80,826	456,747	672,818
純資産額 (千円)	5,141,541	3,897,700	4,376,776
総資産額 (千円)	9,771,319	8,137,338	8,715,454
1株当たり純資産額 (円)	508.23	387.45	430.52
1株当たり 四半期(当期)純損失金額 (円)	8.05	45.47	66.98
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)			
自己資本比率 (%)	52.2	47.8	49.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	97,097	219,339	380,407
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	48,415	9,907	195,206
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	174,238	35,294	571,511
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	369,772	419,486	593,545
従業員数 (名)	322	297	303

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税等は含まれておりません。

3. 第38期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第38期及び第39期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	297〔771〕
---------	----------

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数が当第1四半期連結会計期間において476名減少しております。おもな理由は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、一部店舗が休業または営業時間短縮等の措置を行ったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	268〔682〕
---------	----------

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均雇用人員(8時間×20日を1名として換算)を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数が当第1四半期会計期間において467名減少しております。おもな理由は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、一部店舗が休業または営業時間短縮等の措置を行ったことによるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、飲食事業の単一セグメントであるため、営業形態別及び所在地別に記載してあります。

(1) 生産実績

当社グループは、店舗に来店した顧客の注文に基づき飲食物を提供する飲食事業を営んでいるため、生産実績と受注状況は記載していません。

(2) 販売実績

営業形態別販売実績

営業形態	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
	売上高(千円) (店舗数)	
ラ・ボエム (イタリア料理)	783,947 (23)	21.7
ゼスト (メキシコアメリカ料理)	261,155 (8)	21.8
モンsoonカフェ (アジア料理)	569,677 (13)	25.3
権八 (和食)	554,975 (9)	19.0
ディナーレストラン (国際折衷料理)	166,284 (5)	21.6
フードコロシウム (フードコート)	131,568 (3)	35.6
その他	155,006 (3)	18.3
合計	2,622,615 (64)	22.6

- (注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。
2 その他に含まれるバンケット部門及びデザート製造部門は店舗数に数えておりません。
3 上記店舗数は、当四半期末現在の店舗数であります。

所在地別販売実績

所在地	当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	前年同四半期比(%)
	売上高(千円) (店舗数)	
日本		
東京都	1,833,716 (48)	23.5
千葉県	185,789 (2)	25.8
神奈川県	181,241 (4)	19.9
大阪府	92,239 (2)	3.2
福岡県	72,574 (2)	20.2
栃木県	33,519 (1)	35.5
沖縄県	55,002 (1)	21.1
国内小計	2,454,083 (60)	22.9
米国	168,532 (4)	6.1
海外小計	168,532 (4)	18.4
合計	2,622,615 (64)	22.6

- (注) 1 上記金額に消費税等は含まれておりません。
2 東京都に含まれるパンケツ部門及びデザート製造部門は店舗数に数えておりません。
3 上記店舗数は、当四半期末現在の店舗数であります。

2 【事業等のリスク】

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前連結会計年度末（平成22年12月31日）において、一部借入契約に規定された財務制限条項の一部である「借入人の中間決算又は年度末決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること」という条項に抵触しましたが、貸付人の金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨、同意を得ております。

当社は、東北地方太平洋沖地震が発生した平成23年3月11日以降、売上高が昨年比および計画比で著しく減少しており、これにより当第1四半期連結会計期間において営業損失2億90百万円、経常損失2億89百万円及び四半期純損失4億56百万円の計上となったため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としましては、この売上の減少は震災およびその後の原発不安の影響による一時的なものであると認識しており、今後、この事態の収束が進むに連れ売上は徐々に回復すると考えております。しかしながら、売上減少による資金繰りへの影響を考慮し、取引金融機関へ協力と支援を要請し借入契約条項変更等の手続きを実行しました。また不動産オーナーへ著しい売上減少の状況下における賃料等の見直しおよび支援を要請しております。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

上記以外に、当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界経済の全体的な回復と共に持ち直しに向けた動きが見られましたが、平成23年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震により、国民生活および経済活動が不安定な状態となり、先行き不透明な状態で推移しました。

外食業界におきましても、個人の消費に対する慎重さが増しており、依然として厳しい状況が続いております。

こうしたなか、当社グループは、厳しい経営環境下においても持続的な収益成長を可能とする事業基盤の確立を目指し、当社グループの成長を支える優秀な人材の登用と育成、競争力のある商品作り、費用の適正化に重点を置き、既存店の業績向上に取り組んでまいりましたが、国内既存店における来客数の減少や、海外子会社の業績不振により、当第1四半期連結会計期間における売上高は、26億22百万円（前年同期比22.6%減）となりました。

当第1四半期連結会計期間末の総店舗数は64店舗であります。

損益につきましては、営業損失2億90百万円（前年同期は営業損失1億24百万円）、経常損失2億89百万円（前年同期は経常損失1億20百万円）となりました。また、四半期純損失は、新株予約権戻入益45百万円を特別利益として計上した一方で、災害による損失25百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額1億35百万円を特別損失として計上したことなどにより、4億56百万円（前年同期は四半期純損失80百万円）となりました。

報告セグメントについては、当社グループはレストラン経営を主とする飲食事業という単一セグメントでありますので、記載を省略しております。

なお、売上高をコンセプト（営業形態）別にみると、「ラ・ボエム」は7億83百万円（前年同期比21.7%減）、「ゼスト」は2億61百万円（同21.8%減）、「モンズンカフェ」は5億69百万円（同25.3%減）、「権八」は5億54百万円（同19.0%減）、「ディナーレストラン」は1億66百万円（同21.6%減）、「フードコロシウム」は1億31百万円（同35.6%減）、「その他」は1億55百万円（同18.3%減）となりました。既存店売上高につきましては、前年同期比21.3%の減収となりました。

なお、前年同期比につきましては、参考として記載しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して5億78百万円減少し、81億37百万円となりました。

流動資産は前連結会計年度末と比較して5億84百万円減少し、8億29百万円となりました。主な変動要因は、現金及び預金が1億74百万円、受取手形及び売掛金が2億39百万円、原材料及び貯蔵品が45百万円それぞれ減少したことに加え、当期の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、繰延税金資産44百万円を取り崩したことによるものであります。

固定資産は前連結会計年度末と比較して5百万円増加し、73億7百万円となりました。主な変動要因は、建物及び構築物が36百万円増加した一方で、工具、器具及び備品14百万円、差入保証金17百万円がそれぞれ減少したことによるものであります。

流動負債は前連結会計年度末と比較して5億10百万円減少し、22億18百万円となりました。主な変動要因は、短期借入金43百万円増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金1億94百万円、支払手形及び買掛金が1億98百万円、未払費用が1億9百万円、未払法人税等が14百万円それぞれ減少したことによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末と比較して4億11百万円増加し、20億21百万円となりました。主な変動要因は、資産除去債務2億46百万円を計上したことや、長期借入金1億88百万円増加したことによるものであります。

純資産は前連結会計年度末と比較して4億79百万円減少し、38億97百万円となりました。主な変動要因は、利益剰余金が4億56百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金および現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して1億74百万円減少し、4億19百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前四半期純損失4億8百万円、減価償却費1億7百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額1億35百万円、売上債権の減少2億40百万円、仕入債務の減少1億98百万円などにより、営業活動の結果使用した資金は2億19百万円（前年同期は97百万円の支出）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形固定資産の取得による支出7百万円、差入保証金の回収による収入17百万円などにより、投資活動の結果得られた資金は9百万円（前年同期は48百万円の収入）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

短期借入金43百万円増加、長期借入金の純減6百万円などにより、財務活動の結果得られた資金は35百万円（前年同期は1億74百万円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前連結会計年度末（平成22年12月31日）において、一部借入契約に規定された財務制限条項の一部である「借入人の中間決算又は年度末決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること」という条項に抵触しましたが、貸付人の金融機関より、期限の利益喪失の権利行使をしない旨、同意を得ております。

また当社は、東北地方太平洋沖地震が発生した平成23年3月11日以降、売上高が昨年比および計画比で著しく減少しており、これにより当第1四半期連結会計期間において営業損失2億90百万円、経常損失2億89百万円及び四半期純損失4億56百万円の計上となったため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社としましては、この売上の減少は震災およびその後の原発不安の影響による一時的なものであると認識しており、今後、この事態の収束が進むに連れ売上は徐々に回復すると考えております。しかしながら、売上減少による資金繰りへの影響を考慮し、取引金融機関へ協力と支援を要請し借入契約条項変更等の手続きを実行しました。また不動産オーナーへ著しい売上減少の状況下における賃料等の見直しおよび支援を要請しております。

従いまして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

なお、平成23年4月8日付の取締役会決議において、4月11日をもって下記設備の閉鎖を行う旨、決定いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	営業形態	設備の内容	帳簿価額 (千円)		
				建物及び 構築物 (面積㎡)	工具器具 及び備品	合計
提出会社	ゼストキャンティーナ 広尾 (東京都渋谷区)	ゼスト	店舗設備	(166.11)		

- (注) 1 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,896,000
計	16,896,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,052,600	10,052,600	東京証券取引所 市場第二部	(注)1
計	10,052,600	10,052,600		

(注)1 単元株式数は100株であります。

2 「提出日現在発行数」には、平成23年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。
第29回定時株主総会の決議(平成14年3月20日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	5,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2(注)3	1,586円
新株予約権の行使期間	自平成16年4月1日 至平成24年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,586円 資本組入額 793円
新株予約権の行使の条件	付与対象者が死亡した場合、相続人が行使することができる。また付与対象者が当社の取締役又は使用人の地位を喪失した場合にも新株引受権を行使することができる。 ただし、いずれの場合も付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める条件により制限されることがある。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。
- 2 平成14年2月18日付をもって普通株式1株を1.2株に分割したことにより、発行価額は1,586円に調整されております。
- 3 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権（ストック・オプション）は、次のとおりであります。

イ 第30回定時株主総会の決議（平成15年3月29日）、平成15年8月7日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数(注)1	100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり602円
新株予約権の行使期間	自平成16年1月1日 至平成25年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 602円 資本組入額 301円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使の株数と退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

口 第31回定時株主総会の決議(平成16年3月28日)、平成16年6月28日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(注)1	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり742円
新株予約権の行使期間	自平成17年1月1日 至平成26年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 742円 資本組入額 371円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役、執行役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、権利行使の株数と退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

八 第32回定時株主総会の決議(平成17年3月20日)、平成17年8月11日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(注)1	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり750円
新株予約権の行使期間	自平成18年1月1日 至平成27年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 750円 資本組入額 375円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

二 第33回定時株主総会の決議(平成18年3月19日)、平成18年4月27日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(注)1	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	1株当たり1,165円
新株予約権の行使期間	自平成19年1月1日 至平成28年3月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 1,165円 資本組入額 583円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権（ストックオ・プション）は、次のとおりであります。

イ 第34回定時株主総会の決議（平成19年3月18日）、平成19年11月16日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(注)1	60個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	6,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり421円
新株予約権の行使期間	自平成21年11月17日 至平成29年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 421円 資本組入額 211円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

口 第35回定時株主総会の決議(平成19年3月18日)、平成20年1月24日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(注)1	4個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり319円
新株予約権の行使期間	自平成22年1月25日 至平成29年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 319円 資本組入額 160円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

八 第35回定時株主総会の決議(平成20年3月30日)、平成20年10月23日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(注)1	840個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	84,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり198円
新株予約権の行使期間	自平成22年11月1日 至平成30年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 198円 資本組入額 99円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生時のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

二 第36回定時株主総会の決議(平成21年3月28日)、平成21年6月17日取締役会の決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(注)1	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数(注)2	2,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)3	1株当たり400円
新株予約権の行使期間	自平成23年7月1日 至平成31年6月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 400円 資本組入額 200円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時においても、当社グループの取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会決議において認められた者についてはこの限りではない。 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の目的となる株式の数は、退職により失権した株数及び無償譲渡による取得のうえ消却した株数を減じた数であります。

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生時のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注) 5 の新株予約権の取得条項に準じて決定する。
- 5 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成23年3月31日		10,052,600		1,472,118		2,127,118

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,022,300	100,223	同上
単元未満株式	普通株式 22,400		同上
発行済株式総数	10,052,600		
総株主の議決権		100,223	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれております。
2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式50株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 グローバルダイニング	東京都港区南青山 7丁目1-5	7,900		7,900	0.08
計		7,900		7,900	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	165	160	158
最低(円)	145	146	98

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清明監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	419,486	593,545
受取手形及び売掛金	177,064	416,559
原材料及び貯蔵品	176,641	221,821
前払費用	31,058	117,628
繰延税金資産	-	44,338
その他	25,706	20,158
流動資産合計	829,956	1,414,052
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,468,758	10,322,360
減価償却累計額	6,357,636	6,264,767
減損損失累計額	1,609,103	1,591,685
建物及び構築物（純額）	2,502,018	2,465,907
車両運搬具	9,584	9,457
減価償却累計額	9,455	9,317
車両運搬具（純額）	129	139
工具、器具及び備品	1,982,285	1,974,749
減価償却累計額	1,705,034	1,685,175
減損損失累計額	88,606	86,820
工具、器具及び備品（純額）	188,644	202,753
土地	2,866,875	2,847,819
リース資産	25,528	25,528
減価償却累計額	8,267	6,991
リース資産（純額）	17,261	18,537
建設仮勘定	-	7,728
有形固定資産合計	5,574,928	5,542,885
無形固定資産		
ソフトウェア	32,555	37,306
電話加入権	10,575	10,575
その他	419	439
無形固定資産合計	43,550	48,320
投資その他の資産		
投資有価証券	7,380	8,437
長期前払費用	31,956	34,303
差入保証金	1,649,567	1,667,454
投資その他の資産合計	1,688,903	1,710,196
固定資産合計	7,307,382	7,301,402
資産合計	8,137,338	8,715,454

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	336,337	534,586
短期借入金	1, 2 513,300	1, 2 470,000
1年内返済予定の長期借入金	2 581,138	2 775,219
リース債務	5,361	5,361
未払金	96,612	154,467
未払費用	475,040	584,060
未払法人税等	10,185	24,246
未払消費税等	51,013	47,713
店舗閉鎖損失引当金	3,091	-
資産除去債務	11,893	-
その他	134,577	133,669
流動負債合計	2,218,551	2,729,324
固定負債		
長期借入金	2 1,736,110	2 1,548,092
リース債務	13,209	14,550
退職給付引当金	24,262	24,791
店舗閉鎖損失引当金	-	20,000
繰延税金負債	1,489	1,920
資産除去債務	246,014	-
固定負債合計	2,021,086	1,609,353
負債合計	4,239,637	4,338,678
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,472,118	1,472,118
資本剰余金	2,127,118	2,127,118
利益剰余金	796,100	1,252,847
自己株式	9,710	9,710
株主資本合計	4,385,626	4,842,373
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,170	2,797
為替換算調整勘定	496,025	520,767
評価・換算差額等合計	493,854	517,969
新株予約権	5,928	52,372
純資産合計	3,897,700	4,376,776
負債純資産合計	8,137,338	8,715,454

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	3,388,360	2,622,615
売上原価	3,220,613	2,657,069
売上総利益又は売上総損失()	167,746	34,453
販売費及び一般管理費	291,748	255,704
営業損失()	124,001	290,157
営業外収益		
受取利息	42	6
為替差益	6,668	3,192
設備賃貸料	-	4,813
その他	10,203	7,342
営業外収益合計	16,914	15,353
営業外費用		
支払利息	12,981	11,399
固定資産除却損	-	3,297
その他	45	-
営業外費用合計	13,027	14,696
経常損失()	120,115	289,500
特別利益		
受取保険金	9,000	-
新株予約権戻入益	-	45,370
特別利益合計	9,000	45,370
特別損失		
減損損失	-	656
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	3,091
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	135,014
災害による損失	-	25,863
特別損失合計	-	164,626
税金等調整前四半期純損失()	111,115	408,755
法人税、住民税及び事業税	5,049	3,653
法人税等調整額	35,338	44,338
法人税等合計	30,288	47,991
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	456,747
四半期純損失()	80,826	456,747

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	111,115	408,755
減価償却費	141,313	107,631
固定資産除却損	39	3,297
減損損失	-	656
退職給付引当金の増減額(は減少)	346	528
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	-	3,091
受取利息及び受取配当金	42	6
支払利息	12,981	11,399
為替差損益(は益)	6,668	3,192
新株予約権戻入益	-	45,370
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	135,014
売上債権の増減額(は増加)	60,610	240,112
たな卸資産の増減額(は増加)	36,069	45,494
仕入債務の増減額(は減少)	44,679	198,750
その他	117,246	89,077
小計	28,390	198,983
利息及び配当金の受取額	42	6
利息の支払額	14,703	11,807
法人税等の支払額	54,045	8,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,097	219,339
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	21,941	7,980
定期預金の預入による支出	10,000	-
定期預金の払戻による収入	60,007	-
差入保証金の回収による収入	20,560	17,887
その他	210	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,415	9,907
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	164,000	43,300
長期借入れによる収入	-	390,000
長期借入金の返済による支出	336,849	396,621
リース債務の返済による支出	1,340	1,340
配当金の支払額	47	43
財務活動によるキャッシュ・フロー	174,238	35,294
現金及び現金同等物に係る換算差額	267	79
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	222,651	174,059
現金及び現金同等物の期首残高	592,424	593,545
現金及び現金同等物の四半期末残高	369,772	419,486

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失が10百万円増加し、税金等調整前四半期純損失が1億45百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2億57百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。	
2 前第1四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「設備賃貸料」は、当第1四半期連結累計期間におきまして、重要性が増したため区分掲記することいたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「設備賃貸料」は1,690千円であります。	
3 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、当第1四半期連結累計期間におきまして、重要性が増したため区分掲記することいたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は39千円であります。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>固定資産の減価償却費の算定方法は、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生の状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっており、前連結会計年度以降に経営環境等に著しい変化があるか、又は、一時差異等の発生の状況に著しい変化が認められた場合には、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)												
<p>1 当社グループにおいては、運転資金及び設備資金の効率的、機動的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当四半期末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td>350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>273,300千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>76,700千円</td> </tr> </table> <p>2 当社の借入金のうち一部の借入枠設定契約につきましては、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(1) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額が直前の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の75%を、下回らないこと。</p> <p>(2) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。</p>	当座貸越極度額の総額	350,000千円	借入実行残高	273,300千円	差引額	76,700千円	<p>1 当社グループにおいては、運転資金及び設備資金の効率的、機動的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越極度額の総額</td> <td>350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>290,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>60,000千円</td> </tr> </table> <p>2 当社の借入金のうち一部の借入枠設定契約につきましては、財務制限条項が付されており、下記の条項に抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。</p> <p>(1) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額が直前の中間決算末又は年度決算期末における連結の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の75%を、下回らないこと。</p> <p>(2) 借入人の中間決算末又は年度決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失とならないようにすること。</p>	当座貸越極度額の総額	350,000千円	借入実行残高	290,000千円	差引額	60,000千円
当座貸越極度額の総額	350,000千円												
借入実行残高	273,300千円												
差引額	76,700千円												
当座貸越極度額の総額	350,000千円												
借入実行残高	290,000千円												
差引額	60,000千円												

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)																		
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>139,392千円</td> </tr> <tr> <td>信販手数料</td> <td>31,504千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>10,378千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>17,850千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td>3,435千円</td> </tr> </table>	給料及び手当	139,392千円	信販手数料	31,504千円	地代家賃	10,378千円	役員報酬	17,850千円	賞与	3,435千円	<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料及び手当</td> <td>126,461千円</td> </tr> <tr> <td>信販手数料</td> <td>30,609千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>8,149千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td>15,825千円</td> </tr> </table>	給料及び手当	126,461千円	信販手数料	30,609千円	地代家賃	8,149千円	役員報酬	15,825千円
給料及び手当	139,392千円																		
信販手数料	31,504千円																		
地代家賃	10,378千円																		
役員報酬	17,850千円																		
賞与	3,435千円																		
給料及び手当	126,461千円																		
信販手数料	30,609千円																		
地代家賃	8,149千円																		
役員報酬	15,825千円																		

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)								
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>369,772千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>369,772千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	369,772千円	現金及び現金同等物	369,772千円	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>419,486千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>419,486千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	419,486千円	現金及び現金同等物	419,486千円
現金及び預金	369,772千円								
現金及び現金同等物	369,772千円								
現金及び預金	419,486千円								
現金及び現金同等物	419,486千円								

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日
至平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	10,052,600

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	7,950

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	5,928
連結子会社	
合計	5,928

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

事業の種類別セグメント情報は、すべての事業がレストラン経営を主とする飲食事業であるため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当社グループは、レストラン経営を主とする飲食事業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動が認められません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動が認められません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額は、前連結会計年度の末日と比べて著しい変動が認められません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

当第1四半期連結会計期間中に、ストック・オプションとして発行しておりました新株引受権及び新株予約権の一部を消滅及び消却したことにより、特別利益として下記のとおり計上いたしました。

新株予約権戻入益 45,370千円

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、当第1四半期連結会計期間の期首における残高と比較して著しい変動が認められません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
387.45円	430.52円

2 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額 8.05円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 45.47円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	80,826	456,747
普通株式に係る四半期純損失(千円)	80,826	456,747
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,044	10,044

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月11日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

清明監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 今村 敬 印

業務執行社員

公認会計士 櫻田 淳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月10日

株式会社グローバルダイニング

取締役会 御中

清明監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 今村 敬 印

業務執行社員 公認会計士 櫻田 淳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローバルダイニングの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローバルダイニング及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。